| | |
|---|---|
| 原議保存期間 | ５年（平成34年3月31日まで） |
| 有 効 期 間 | 一種（平成34年3月31日まで） |

各管区警察局長
各都道府県警察の長　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第26号、丙交企発第92号
丙交指発第15号、丙運発第15号
平成28年7月19日
警察庁交通局長

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の一部改定について（通達）

安全で快適な自転車利用環境の創出については、「「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえた自転車通行環境の整備等の推進について」（平成24年11月29日付け警察庁丙規発第27号、丙交企発第135号、丙交指発第35号、丙運発第55号）により示しているところであるが、自転車ネットワーク計画策定の早期進展や、安全な自転車通行空間の早期確保といった課題により適切に対応できるようにするため、国土交通省と警察庁において、平成26年12月から有識者等で構成する「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を共催し、本年３月、同委員会から『「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言』を受理したところである。この度、同提言を踏まえ、国土交通省とともに別添のとおり「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を一部改定したので、各都道府県警察においては、本ガイドラインを踏まえ、「良好な自転車交通秩序実現のための総合対策の推進について」（平成23年10月25日付け警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号、丙規発第25号、丙運発第34号）に基づく自転車通行環境の整備をはじめとする諸対策を一層推進されたい。

なお、本ガイドラインは国土交通省と協議済みであり、国土交通省から各道路管理者宛てに別途送付されることとなっていることを申し添える。